

度あるのか、実証的な評価は行われてこなかった。

こうした背景を踏まえ、身体障害者手帳の所持者について、いくつかの仮定を置いたモデルを設定し、当該者が身体障害者手帳を所持していることによって享受することができる便益を推計して、金銭的な評価を行うこととした。

すなわち、身体障害者手帳の所持者が手帳を所持することによって、障害者自立支援法等の障害福祉サービス以外の便益に対して抱くことのできる期待の大きさを経済的な推計によって把握することが本研究の研究目的である。

B. 研究方法

今回の推計を実施するに当たって、試算対象のモデルとして設定したのは、東京近郊の T 市に在宅で生活している、肢体不自由（下肢）の 1 級、3 級、4 級の成人期の障害者である。

平成 18 年身体障害児・者実態調査の結果によれば、身体障害者の 6 割以上が 65 歳以上とされていることから、試算モデルを高齢期ではなく成人期の障害者としたのは、手帳所持者の平均的な姿と合致しない可能性が高い。

しかしながら、本研究は、「高齢期の障害者」ないし「障害者の高齢化」の実態解明に焦点を当てるものではない。このため、成人期の障害者が自立と社会参加のために手帳を利用しようとする局面を念頭に試算を行うこととしたものである。

なお、障害の種別を肢体不自由としたのは、移動支援のための優遇施策の適用が比較的多いという事情があり、これらの制度の影響がよく現れるものと期待できることから、対象として選択したものである。推計作業の着手が遅れたことから、肢体不自由の場合しか分析できなかったが、肢体不自由以外の障害についても試算を実施し、比較を行うことが望ましい。

試算に当たっては、障害者自立支援法に基づく給付については、対象から除外した。また、障害年金のように、「身体障害者手帳の○級であれば、概ね△級の受給要件を満たすことが多い」など、複数の制度において対象者が事実上重なっているものもある。しかしながら、手帳を所持していることが直ちに受給資格に結び付いていないものについては、試算の対象から除外した。

なお、上記のように成人期の障害者をモデル手帳所持者としたので、特別児童扶養手当のように、手帳所持者が児童期の者であることを前提とする制度や、（後期）高齢期が対象となる後期高齢者医療制度関連の制度についても、試算の対象から除外した。

金銭的な給付については当該金額を、また、サービス給付や利用料の減免については、金銭的に換算して合算することとした。

なお、現金給付や料金の減免等については、所得制限が定められ、身体障害者手帳の所持者であっても必ずしも全員が制度による便益を享受できないもの

も多い。この場合、平成 18 年身体障害児・者実態調査による障害の種別ごとの課税等の状況や、収入の状況に基づき、便益を享受できる者の割合を試算し、給付額等の満額に当該割合を乗じた金額を合算した。

元より就労状況によって享受できる便益の規模は、大きく異なることが予測されていた。このため、年収〇～△百万円程度の収入があつて××という交通手段を利用して通勤している▽▽障害 1 級の者といったモデルを設定した方が実態に近付くのではないかという考え方もあり得たが、今回は、障害種別と等級以外については幅を持った形でしか試算モデルを設定しなかった。

なお、試算の対象とする制度の選択に当たっては、T 市が発行する障害者福祉ガイド（障害者を対象とした福祉の手引）を参考とした。

C. 研究結果

身体障害者手帳所持者に経済的便益をもたらす制度には、大別して(1)医療関係、(2)現金給付、(3)交通機関の運賃割引、(4)放送通信関係、(5)各種の税金の減免がある。

障害者に対する優遇制度は、必ずしも国及び地方公共団体によって実施されるものばかりではないが、国及び地方公共団体が実施主体となっているものに関して言えば、前掲の制度は、それぞれ障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 12 条、第 21 条に規定する施策に位置付けられるものである。

(1) 医療関係

多くの地方公共団体によって行われている健康保険等の自己負担部分に対する助成を計上した。前述のように、自立支援医療については、障害者自立支援法に基づく給付であるため推計の対象外とした。

試算モデルを設定した地方自治体においては、肢体不自由の場合、3 級までが医療費助成制度の対象となっている。

自己負担部分の金額については、本来は当該障害ごとの受療データに基づき積上げを行うべきものであるが、適当なデータを得られなかった。このため、国民医療費の推計による 1 人当たりの自己負担金額を求め、さらに所得制限が設けられていることから一定割合の身体障害者については制度の適用がないものとして算出した。

この結果、年額換算で 1 級、3 級とも 37,564 円の助成を受けるものと推計した。

(2) 現金給付関係

地方自治体の独自事業として、特別障害者手当の受給対象とならない者に対する給付（月額 15,000 円）が実施されている。

住民税が課税されている者については支給されないので、一定割合の身体障害者は給付されないものとして試算した。

年額換算で1級に限り 69,000 円の受給をするものと推計した。

(3) 交通機関の運賃割引

旅客鉄道運賃割引については、1級、2級と3級の一部の場合、第1種身体障害者として、介護人付添いで利用した場合、介護者も含め運賃等が全線で5割引となる。これに対し、残りの3級や4級から6級までの場合、第2種身体障害者として片道一定の距離を超える場合、当事者の運賃が5割引となる。

交通機関の実際の利用頻度について、どのくらい利用するか、また、その際の移動の距離はどの程度かといったデータが得られなかった。このため、週に1回は最寄り駅まで介護者とともに往復で利用し、月に2回は都心まで介護者とともに往復するという前提で試算した。

なお、第2種身体障害者となる3級と4級の場合、T市を起点とすると、最寄りの駅は元より、終着駅である都心の駅までも距離制限を超えないため、割引の対象とはならない。

結果として、年額換算すると、1級で31,840円、3級のうち一部は介護者付きの対象となることから、一定割合を乗じて10,610円の割引となるものと推計した。

また、有料道路通行料金割引は、第1種身体障害者は本人又は介護者、第2種身体障害者の場合は本人が有料道路を利用した場合、料金の50%が割引となるものであるが、鉄道と同様に障害者の利用実態のデータが得られなかった。

このため、年4回T市から都心まで往復で有料道路を利用するという前提で推計し、当該地域における自動車の保有率を乗じて算出した。

年額換算で1級、3級、4級とも、1,320円の割引と推計した。

さらに、地方自治体の独自事業として、自動車ガソリン費補助（1級・2級の下肢・体幹障害者に月額3,000円、それ以外の1級・2級の身体障害者、3級の下肢・体幹障害者に月額1,500円）が実施されており、後掲のタクシー使用料の補助と選択制となっている。

自動車の保有者は、自動車ガソリン費補助を選択するという前提に立って、自動車保有率を乗じて算出したところ、年額換算で1級7,200円、3級3,600円の補助となるものと推計した。

タクシー使用料の補助についても、地方自治体の独自事業として実施されており、初乗り運賃相当額のタクシー券が一般タクシーについては、年間1級の身体障害者に48枚、3級で下肢・体幹障害の者に24枚が配布される。

配布されるタクシー券の総額に自動車の非保有率を乗じて算出したところ、年額換算で1級は20,448円、3級は10,224円の補助となるものと推計した。

(4) 放送通信関係

NHK受信料については、身体障害者手帳の所持者がいて、世帯全員が市町村住民税非課税の場合は全額免除、身体障害者手帳1級又は2級の者が世帯主で

契約者の場合は半額免除とされている。

年額換算で、1級で11,340円、3級、4級で6,480円の減免となるものと推計した。

身体障害者1級、2級の者には、年1回はがき（青い鳥郵便はがき）20枚が無料で配布される。

年額換算で、1級1,000円相当の配布を受けるものと推計した。

(5) 各種の税金の減免

身体障害者に対する税金の減免には、所得税、住民税、相続税、贈与税、固定資産税（バリアフリー改修工事が行われた場合1年間）、自動車税、自動車取得税があるが、今回の推計においては、毎年支払われる税金についてのみ試算の対象とした。

なお、多くの障害者に対する優遇制度が所得が低い者ほど身体障害者手帳によって享受できる便益が大きいのに対し、所得税や住民税については、所得の高い者ほど控除の額が大きくなる。

所得税については、1級と2級の身体障害者については40万円の控除額が、その他の身体障害者手帳所持者には27万円の控除額が認められている。

また、住民税については、1級と2級の身体障害者については30万円の控除額が、その他の身体障害者手帳所持者には26万円の控除額が認められている。

なお、所得税・住民税については、平成18年身体障害児・者実態調査による障害の種別ごとの収入の状況に基づき、試算した。

所得税と住民税を併せて、年額換算で1級が35,000円、3級と4級が25,500円の減税となるもの推計した。

また、自動車税については、肢体不自由の下肢の場合、障害者1人につき自動車1台が減免の対象となる。

自動車保有率も加味して試算した結果、1級、3級、4級とも年額換算で15,800円の減税となった。

ここで、身体障害者手帳を所持している者に対する優遇制度であるが、今回の推計の対象に含めなかったもののうち代表的なもの以下に例示しておく。

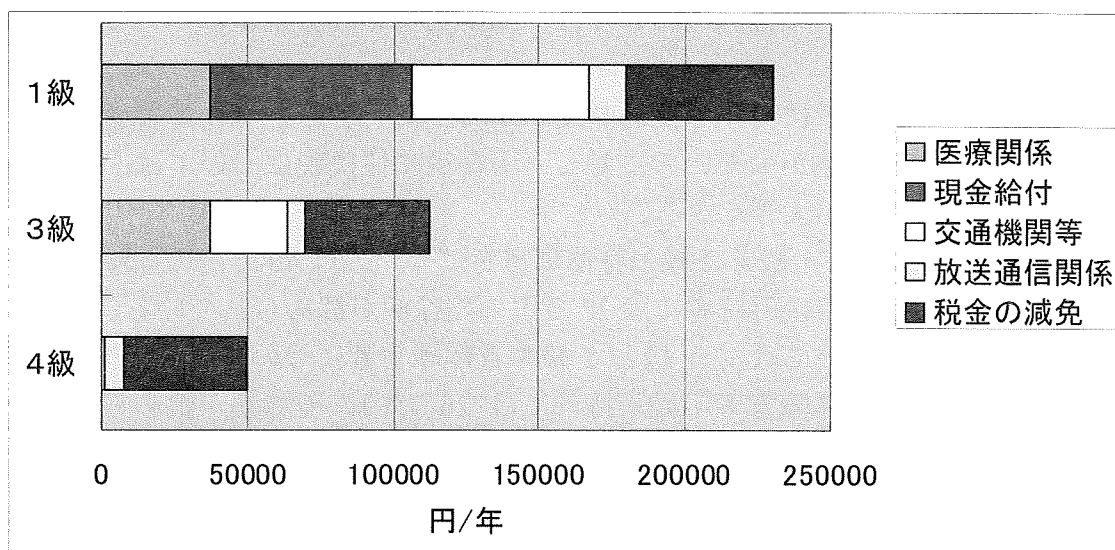
- ・ 航空運賃割引
- ・ 駐車禁止除外、駐車許可
- ・ 公共施設割引
- ・ 公営住宅への優先入居
- ・ レジャー施設等利用割引

これらの制度は、日常的な利用頻度があまり多くないと考えられるもの、地域個別の取組みである等のため利用頻度がよく分からないもの、金銭的に評価することが極めて困難であるもののいずれかに該当することから、今回の推計

の対象には含めないこととした。

以上の諸制度それぞれの試算額について集計をすると、肢体不自由（下肢）の1級の認定を受けた身体障害者の場合、身体障害者手帳を所持していることによって享受できる便益は、年額換算で23万512円、3級の認定を受けた者の場合は11万2098円、4級の認定を受けた者の場合は5万100円に達するものと推計された（図1）。

図1；障害等級ごとの経済的便益の推計額
(肢体不自由（下肢）、東京近郊T市在住の場合)



D. 考察

身体障害者手帳の所持は、認定された障害等級に応じて、ある程度の規模の経済的便益の享受に繋がり得ることが分かった。したがって、身体障害者手帳の所持ないし関係機関への提示は、障害者に対する各種の優遇制度の円滑な運営に貢献しているものと想定される。

ただし、前述したように、障害者の日常生活の状況のうち、障害者自立支援法に基づく自立支援給付に直接関わらないものについては、地方自治体においてもあまり詳細なデータは収集されていない。このことは、いくつかの地方自治体への担当者への聴取りによって判明した。

このため、今回の推計においては、やむを得ず大胆な仮定を置いて試算を実施することとなった。その結果、推計の精度としては、極めて不十分なものとなってしまったことは否定できない。

今後は、地方自治体等と連携し、より信頼性の高い、障害者の日常生活の状況等に関する基礎的なデータを得た上で、実態に適合したモデルを設定した推

計を行うことが望ましい。

なお、本研究による経済的便益の推計は、あくまで身体障害者手帳を所持することによって身体障害者が受け得るサービス等を金銭的に評価したものに過ぎない。このため、このように金銭的に評価されたサービス等が身体障害者に対する社会環境の整備として十分なものであるかどうかを判定するものではないことに留意する必要がある。

E. 結論

東京近郊のT市に在宅で生活している、肢体不自由（下肢）の1級、3級、4級の成人期の障害者を試算モデルとして、当該身体障害者が身体障害者手帳を所持していることによって享受することができる便益を推計して、金銭的な評価を行った。

その結果、肢体不自由（下肢）の1級の認定を受けた身体障害者の場合、手帳を所持していることによって享受できる便益は、年額換算で23万512円、3級の認定を受けた者の場合は11万2098円、4級の認定を受けた者の場合は5万100円となるものと推計された。

このように、身体障害者手帳の所持は、認定された障害等級に応じて、ある程度の規模の経済的便益の享受に繋がり得ることが明らかとなった。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

シンポジウム「身体障害認定が抱える課題と今後の認定制度のあり方」（平成22年2月27日（土）学術総合センター）において研究概要を報告した。

今後、論文発表の予定あり。

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
「身体障害者福祉法における今後の障害認定のありかたに関する研究」
平成21年度 総括・分担研究報告書
平成22年3月発行

発行者 岩谷 力（研究代表者：国立障害者リハビリテーションセンター）
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

